鶴岡市告示第 251 号

鶴岡市鶴岡都市計画高度地区に関する手続要綱を次のように定める。

平成27年 4月 1日

鶴岡市長 榎本政規

鶴岡市鶴岡都市計画高度地区に関する手続要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく鶴岡都市計画 高度地区(以下「高度地区」という。)に係る適用の除外及び許可による特例(以下 「許可等」という。)の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語の意義は、都市計画法並びに建築基準法(昭和25年法律第201号)及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)において使用する用語の例による。

(事前協議)

- 第3条 許可等を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、許可等の申請を行う前に申請に係る計画の概要書等を市に提出又は提示し、協議を行うものとする。 (計画の周知等)
- 第4条 申請者は、説明会等により建築予定地の周辺住民にあらかじめ計画内容を周知し、その結果を市に報告しなければならない。

(申請)

- 第5条 申請者は、高度地区適用除外・特例許可申請書(様式第1号)の正本及び副本 に、それぞれ、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 付近見取図
 - (2) 配置図
 - (3) 各階平面図
 - (4) 2面以上の立面図
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(許可の通知等)

- 第6条 市長は、許可等をすることとしたときは、高度地区適用除外・特例許可に関する通知書(様式第2号)に前条の副本を添えて、申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、許可等をしないときは、高度地区適用除外・特例許可に関する通知書(様式第3号)に前条の申請書の副本を添えて、申請者に通知するものとする。 (変更申請)
- 第7条 申請者は、許可等を受けた建築物の計画を変更しようとする場合は、あらかじめ、高度地区適用除外・特例許可の変更申請書(様式第4号)の正本及び副本に、それぞれ、第5条各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

(変更の承認通知等)

- 第8条 市長は、前条の変更申請を承認することとしたときは、高度地区適用除外・特例許可の変更に関する通知書(様式第5号)に前条の副本を添えて、申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、変更申請を承認しないときは、高度地区適用除外・特例許可の変更に関する通知書(様式第6号)に前条の申請書の副本を添えて、申請者に通知するものとする。

附則

この告示は、平成27年 4月 1日から施行する。

高度地区(適用除外・特例許可)申請書

年 月 日

鶴岡市長 様

住所

申 請 者 氏名

印

電話番号

鶴岡都市計画高度地区ただし書の規定による(適用除外・特例許可)を申請します。

建築場所									
工期	着工 年	月	日	完了		年 月	日		
申請理由	1 適用の除外	(1)工業団地内の工業の用に供する建築物 (2)地区計画により高さ制限が定められている区域内 (3)既存不適格建築物の規定の高さ以下で行なう建築 (4)既存不適格建築物の大規模の修繕・模様替							
	2 許可による特例	(1)既存不適格建築物の同一敷地内での改築 (2)公益上やむを得ないと認められる建築で、かつ 市街地環境上支障ないと認められるもの							
設 計 者	住所			電	話番号				
施工者	住所 氏名 電話番号								
	申 請 部 分 申請以外の部分 合 計								
敷地面積	m²			m²			m²		
建築面積	m²			m²			m²		
延べ面積	m²			m²			m²		
高さ	m	用途及	び構	造					
※受付欄	受付日 年	月	日	受付番-	号 第		号		
※許可欄	許可日 年	月	日	許可番-	号 第		号		
※ 備 考									

高度地区 (適用除外・特例許可) に関する通知書

番号年月日

様

鶴岡市長

年 月 日付け申請に対し、鶴岡都市計画高度地区のただし書の規定により (適用を除外・特例として許可) することとしたので通知します。

建築	場所									
工	期	着工 年	F 月	日	完了		年	月	日	
理	由	1 適用の除外 2 許可による特例	(1)工業団地内の工業の用に供する建築物 (2)地区計画により高さ制限が定められている区域内 (3)既存不適格建築物の規定の高さ以下で行なう建築 (4)既存不適格建築物の大規模の修繕・模様替 (1)既存不適格建築物の同一敷地内での改築 (2)公益上やむを得ないと認められる建築							
高	さ	m	用	途及び棹	講 造					

高度地区(適用除外・特例許可)に関する通知書

 番
 号

 年
 月

 日

様

鶴岡市長

年 月 日付け申請に対し、鶴岡都市計画高度地区の規定により、適用を除外、 または特例として許可しないこととしたので通知します。

理 由

教示

1 異議申立てについて

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、鶴岡市長に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、鶴岡市を被告として(訴訟において鶴岡市を代表する者は鶴岡市長となります。)、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

高度地区(適用除外・特例許可)の変更申請書

年 月 日

鶴岡市長 様

住所

申 請 者 氏名

囙

電話番号

鶴岡都市計画高度地区のただし書の規定により 年 月 日付け都発第 号で 受けた許可について、変更を申請します。

建築場所										
工期	着工	4	手 月	日	完了		年	月	日	
設 計 者	住所氏名				電	話番号				
施工者	住所氏名									
	申請	部 分	申請	青以外の音	羽分		合	計		
敷地面積		m²			m²				m²	
建築面積		m²			m²				m²	
延べ面積		m²			m²				m²	
高さ		m	用设	を及び構	造					
変更の内容										
※受付欄	受付日	年	月	目	受付番		第		号	
※ 承 認 欄	承認日	年	月	日						

備考

- 1 当初申請から変更した項目は赤字で記入し、「変更の内容」にその概略を記載すること。
- 2 ※欄は記入しないこと。

高度地区(適用除外・特例許可)の変更に関する通知書

番号年月日

様

鶴岡市長

年 月 日付け申請に対し、鶴岡都市計画高度地区のただし書の規定による (適用の除外・特例としての許可)の変更を承認することとしたので通知します。

建築	場所								
工	期	着工	年	月	日	完了	年	月	П
高	さ		m	用途及	び構造				
変更の	条件等								

高度地区(適用除外・特例許可)の変更に関する通知書

 番
 号

 年
 月

 日

様

鶴岡市長

年 月 日付け申請に対し、鶴岡都市計画高度地区のただし書の規定による (適用の除外・特例としての許可)の変更を承認しないこととしたので通知します。

理 由

教示

1 異議申立てについて

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、鶴岡市長に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、鶴岡市を被告として(訴訟において鶴岡市を代表する者は鶴岡市長となります。)、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。